

令和6年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和6年9月10日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |                                      |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                           |
| 第 2 |        | 会期の決定                                |
| 第 3 |        | 諸般の報告                                |
| 第 4 |        | 行政報告（町長・教育長）                         |
| 第 5 | 同意第 2号 | 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について              |
| 第 6 | 同意第 3号 | 新冠町教育委員会委員の任命について                    |
| 第 7 | 報告第 7号 | 例月出納検査等の結果報告について                     |
| 第 8 | 報告第 8号 | 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について  |
| 第 9 | 報告第 9号 | 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について             |
| 第10 | 認定第 1号 | 令和5年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について             |
| 第11 | 認定第 2号 | 令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 第12 | 認定第 3号 | 令和5年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 第13 | 認定第 4号 | 令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第14 | 認定第 5号 | 令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 第15 | 認定第 6号 | 令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第16 | 認定第 7号 | 令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第17 | 会議案第6号 | 特別委員会の設置について（令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会） |
| 第18 | 議案第41号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について              |
| 第19 | 議案第42号 | 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について            |
| 第20 | 議案第43号 | 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め          |

る条例の一部を改正する条例について

- 第21 議案第44号 令和6年度新冠町一般会計補正予算  
第22 議案第45号 令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算  
第23 議案第46号 令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算  
閉議宣告

◎出席議員（10名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 竹中進一君  | 2番 酒井益幸君  |
| 3番 中山千鶴子君 | 4番 村田貞光君  |
| 5番 但野裕之君  | 6番 秋山三津男君 |
| 7番 武藤勝圀君  | 9番 長浜謙太郎君 |
| 10番 武田修一君 | 11番 氏家良美君 |

◎欠席議員（1名）

- 8番 中川信幸君

◎出席説明員

- |             |       |
|-------------|-------|
| 町長          | 鳴海修司君 |
| 副町長         | 山本政嗣君 |
| 教育長         | 奥村尚久君 |
| 総務課長        | 佐藤正秀君 |
| 企画課長        | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長      | 谷藤聡君  |
| 保健福祉課長      | 島田和義君 |
| 産業課長        | 鷹嘴寧君  |
| 建設水道課長      | 関口英一君 |
| 建設水道課参事     | 寺西訓君  |
| 農業委員会事務局長   | 山谷貴君  |
| 会計管理者兼税務課長  | 今村力君  |
| 診療所事務長      | 杉山結城君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 竹内修君  |
| 町有牧野所長      | 湊昌行君  |
| 管理課長        | 新宮信幸君 |
| 社会教育課長      | 工藤匡君  |

総務課総括主幹  
企画課総括主幹  
町民生活課総括主幹  
税務課総括主幹  
建設水道課総括主幹  
管理課総括主幹  
管理課総括主幹  
社会教育課総括主幹  
社会教育課総括主幹  
代表監査委員

小林和彦君  
下川広司君  
曾我和久君  
小久保卓君  
磯野貴弘君  
伊藤美幸君  
楫川聡明君  
佐々木京君  
坂元一馬君  
岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長  
議会事務局総括主幹

田村一晃君  
三宅範正君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。中川議員は、本日一身上の都合により欠席しております。ただいまから令和6年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、但野裕之議員。6番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月17日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、9月11日、12日及び14日から16日までの5日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、9月11日、12日及び14日から16日までの5日間を休会することに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので御報告いたします。

次に、第2回定例会において可決された意見書4件は、関係機関に提出しておきましたので御了承願います。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、御手元に配付したとおりですので御了承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、御手元に配付したとおりですので御了承願います。

次に、第2回定例会において可決された議員の派遣結果については、御手元に配付したとおりですので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和6年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可を頂きましたので、令和6年第2回定例会以降の主要な行政の動向について項目の順に従い御報告申し上げます。

はじめに、昨年より町企画課が実行委員会事務局を担っている、「にいかっふふるさと祭り」について、開催結果の概要を報告いたします。

本年の開催が第28回となる「にいかっふふるさと祭り」は、7月13日、14日の両日において開催されました。本年の開催は、道の駅第二駐車場整備工事において鉄路を撤去したことで、多角的な敷地利用が可能となり、その結果、主たる会場を従来の農協横敷地として開催されました。開催両日は、好天に恵まれたこともあり来場者数は、昨年を大きく上回る1万6千人を数えるなど多くの町民で賑わい、笑顔あふれるお祭りであったと実感しています。また、本年の開催は先に述べましたとおり従来の開催会場となったことで駅前通りが歩行者天国となり、俵かつぎレースが復活するなど若衆会をはじめ多くの団体が祭りの開催に関わり、新冠町ならではの「ふるさと祭り」であったと思います。お祭りは、地域に賑わいをもたらし、地域を活性化させるものと考えますが、なによりも子ども達にとっては貴重な夏休みの体験であり、また多くの町民が一堂に交流するという社会的なつながりと地域社会の一体感を実感することができる機会として、大きな意義のある伝統行事だと考え、大切に継承していくべきだと思います。本年の「にいかっふふるさと祭り」の開催は、実行委員会を中心に商工青年部、そして多くのボランティアの方々の協力があったからこそ、事故もなく盛況のうちに終えることができたものと考え、多くの町民によってまちづくりが支えられていることを実感し、改めて関係者の皆さまに感謝する次第です。今後においても町として支援して行く考えであり、伝統事業の継承に努める所存でありますので、よろしくお願い致します。

次に、「将来のまちづくりを見据えた土地の取得について」、これまでの取り組みなど概要について報告致します。

町はこれまで人口減少対策として、さまざまな定住移住政策等を行い、管内他町との比較では人口減少幅が小さいなど一定の成果を得るに至っておりましたが、近年では市街地に住宅建設の可能な用地が不足していることで更なる人口減少対策の推進に力強さを感じることができずにいました。そのため庁内関係課は、定住移住検討会議を令和4年11月25日に立上げ、宅地開発可能地の検討を始めました。検討会議の議論は、市街地内の町有地を中心に、未利用民有地を含めた中で検討を進めましたが、一定の敷地面積と交通アクセスを考えたとき、町有地に適地はなかったため、民有地の中で検討を進めた結果、宇北星町5-1ほか10筆の宅地と農地から成る民有地が有力な候補との結論に至り、また所有者の売却意思についても把握することが出来ました。検討会議の結論を受け、私は、人口減少対策としての宅地開発事業の可能性、そして公共施設の建設など、さまざまなまちづくり施策の展開が可能になると考え、取得に向けた取組みを推進するよう指示を致しました。取得に向けた取組みは、権利関係の整理、売買価格の交渉と当事者の個別事情や法的手続き、更には地目の変更手続きなどがあり、いずれも多く時間を要する事項でありましたが、土地所有者の意向と申請により本年8月28日の段階において、地目変更等に係る諸手続きが完了されたことで、町が当該地を取得できる状況が整いました。町といたしましては、土地所有者の意向を踏まえ本定例会において諸経費の予算化を行い、財産の取得に係る手続きを進めたいと考えておりますが、最後まで細心の注意をもって取り進めるよう担当課に指示しているところであります。この度の土地取得に向けた取組みは、私が二期目の公約に掲げた役場職員の自主的な検討会議によるまちづくり提案と、定住移住施策の推進という2つの公約の実現と考えており、私自身、大変嬉しく思っている次第です。今、新冠町には、間近に迫る新冠インターチェンジの開設など、町の将来を明るく照らす事業がいくつかありますが、この度の土地取得に係る取組みの実現も、その一つであると考え、残る手続きについて滞りなく取り進める所存ですので、よろしく願い致します。

次に、「新冠町老人憩の家における灯油漏えい事故について」取組状況をご報告申し上げます。

去る5月22日に判明した漏えい事故の対応として、7月1日の臨時会で予算措置を頂き、7月4日から専門業者による土壌汚染調査を実施して参ったところであります。調査は、汚染が疑われる延長27m、深さ2mの範囲で土壌を採取し、含まれる「油分濃度」と「油臭、油膜の有無」に基づく分析を行い、結果として延長15m、長さ1.5mの範囲で汚染があることが判明いたしました。この調査結果を受け、当初は汚染土を撤去して廃棄物として処理する方法を検討しておりましたが、幸いにも汚染状況が軽微であったため、微生物を含んだ溶液を土壌に注入し洗浄・浄化する「バイオパイル工法」を選択し、9月2日に入札の上、工事請負契約を締結し、汚染対策工事に着手したところでござい

す。本工事は、「油臭・油膜」が無くなるまで繰り返し洗浄を行い、浄化までに3か月から最長で6か月の工期を見込んでおりますが、併せて、側溝等に灯油が流出しないよう引き続きオイル吸着マット等を敷設するほか、漏えいの原因となった老朽化した配管の取り換えを予定しております。なお、工事期間中につきましても施設は、通常通り開設して参ります。この度の事案を教訓に全課に対し、町有施設における事故防止として、定期的な施設点検の徹底と配管の取替時期の基準などを明確化するなど、対策を強化するよう指示をしたところであり、引き続き安全対策に努めて参る所存でございます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、一般議案等11件、令和6年度各会計補正予算3件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定頂きますよう、よろしくようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可を頂きましたので、令和6年第2回定例会以降の教育行政に関わって御報告申し上げます。

はじめに、本定例会に提出させていただいております、教育委員会点検評価報告書について御報告申し上げます。この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、「効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たす」ことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理、及び執行の状況について、点検・評価を行うこととされており、例年、その内容を議会に報告いたしますとともに、町のホームページにおいて公表し、情報公開に努めているところでございます。今年度は、令和5年度に教育行政執行方針で掲げた重点施策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について、学校教育においては各学校における評価等も踏まえながら内部評価を行った後、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、認定こども園保護者会に外部評価を頂いたところでございます。令和5年度の教育行政の執行にあたっては、重点施策に基づき、計画した事務事業を展開したところでありますが、教育予算全体にわたりご配慮をいただいた上で、概ね計画どおり実施できたものと考えております。まず、管理課所管の学校教育に係る事務事業では、「個別最適な学び・協働的な学びの充実、学力の向上」に向けた授業改善とICTの効果的な活用、地域資源を活用したふるさと教育の実践、教育環境の整備として教職員の働き方改革への対応、認定こども園においては、小学校への接続を意識した幼児教育の推進及び保育教諭研修の充実、また、小学校統合へ向けた交流学习と交流活動の取組みなど、計画した教育環境整備とそれらを活用した教育活動の実践が図られたと考えております。また、社会教育課所管事務事業におきましては、「町民憲章とReの精神」を意識した社会教育の推進として、レ・コード館を中心とした特色ある社会教育事業の実践、ふるさとの歴史や自然などの資源を活用した学習や体験機会の提供、

更には、体力向上やスポーツに親しむ機会の提供など、町民の皆さんのご協力をいただきながら、年間を通じた事業展開を図ることができたと考えております。教育委員会といたしましては、評価の過程で頂いたご意見を参考に、今年度の事務事業の執行に活かしてまいるとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めてまいりたいと考えております。なお、評価内容の詳細につきましては、改めて報告書をご確認いただきたいと思います。

次に、本年4月18日に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、文部科学省から結果の公表がございましたので、概要についてご報告申し上げます。本調査は、小学校6学年、中学校3学年を対象に国語及び算数・数学の2教科について調査を実施しております。また、教科に関する調査に加え、生活習慣や学習方法、学習環境や生活の側面などに関する児童生徒質問調査、更に学校における指導方法に関する取組や、人的・物的な教育条件の整備状況などに関する学校質問調査の内容で実施しております。はじめに教科に関する調査についてですが、小学校では、国語は前年を上回り、全国平均を上回りましたが、算数においては全道・全国平均より低いという結果となりました。中学校では、国語、数学ともに前年を下回り、問題の難易度により平均正答率は上下いたしますが、各教科とも全道・全国平均より低いという結果となりました。次に、児童生徒質問紙における学習習慣等の調査では、小学校において「自分で学び方を考え、工夫することができる」とする児童の割合が高くなっている一方で、家庭での学習時間は小学校・中学校ともに全国を大きく下回り、不十分であると言えることから、家庭との連携はもとより、今年度は中学校のテスト期間に合わせて、小中連携による家庭学習強化週間の取組を行ってまいります。また、「自分には良いところがある」「将来の夢や目標を持っている」といった自己肯定感や自己有用感の質問では、昨年度と比べ肯定的な回答の割合はほぼ同様となっておりますが、全国と比較すると依然として低い傾向にあり、その差は中学校で大きくなっています。そのため、今年度の教育行政執行方針で示しました「自己決定の場を育む授業」、「自己存在感を育む授業」、「共感的な人間関係を育む授業」の生徒指導における三機能を活かした学級経営、教科経営を行っていくことの重要性を学校全体で共有し取組み、全ての児童生徒に活躍する場を与えることで、学習に対する意欲や姿勢の向上に努めてまいります。本調査は、児童生徒が身に着けるべき学力の一部分の傾向であることや、調査結果は、学校における教育活動の一側面でありますことから、これらの調査結果と他の様々な情報を合わせて、総合的に分析・評価することが必要であり、個々の設問や領域等に注目して、学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習意欲の向上につなげることが重要となります。各校においては、本年度の結果を踏まえ、校長を中心として、教職員が詳細な結果分析を行い、共通認識を持った上で、今後の授業改善や、家庭学習の定着化に向けた取組を強化していくことにしております。また、当町では各校の結果分析等を受けて、教職員で組織する学力向上推進委員会において、町としての分析と課題整理を行った上で、目標を定め町全体として共通の取組を行ってまいります。なお、調査結果の詳細につきましては、町広報誌において、今後の改善策を含め、改めて公表させていただきたい



と存じます。

次に、「中体連全道大会及び各種大会の出場結果」について、ご報告申し上げます。新冠中学校では、本年度、陸上、柔道、サッカー、男子バレーボールの4種目が、中体連全道大会への出場を果たしました。各種目において健闘され、男子バレーボールでは、決勝トーナメントまで駒を進めましたが惜しくも1回戦で敗退となり、そのほかの競技も、1点を争う好ゲームを繰り広げるなど、生徒達は日頃の練習の成果を発揮しながら奮闘しました。また、吹奏楽部においては、「日胆地区吹奏楽コンクール」に出場し、結果は惜しくも銀賞となりましたが、安定した演奏を披露し、社会教育と連携した吹奏楽指導による成果であると感じております。各種大会へ出場した生徒たちは、緊張感溢れる会場において、技術力や精神力の面で多くのことを学ぶ貴重な経験となったものと存じます。教育委員会では、全道大会等への選手派遣に係る費用について全面的に支援をさせていただいているところですが、本定例会において今後出場を予定している大会に係る費用について補正予算を計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「感染症の拡大に伴う認定こども園ド・レ・ミのクラス閉鎖について」ご報告申し上げます。新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが、季節性インフルエンザ等と同等となりました昨年5月以降も、認定こども園ド・レ・ミでは、引き続き感染症対策に留意しながら園運営を行っているところですが、当該感染症のほか、溶連菌感染症や手足口病といった様々な感染症の発生が見られます。9月に入り2歳児クラスにおいて、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザ、また発熱等により欠席する児童が増え、休業の目安としている学校保健安全法で規定する2割を超える4名の欠席者となったほか、当該クラスの担当する複数の保育士への感染も確認されました。このことから、職員体制が整えることが困難であることやこれ以上の感染拡大の防止を図る上でも当該クラスについては当面の間、個別事情による保育要望を除き、児童の受入れを休止することが適切であると判断し、9月4日から7日までの4日間、2歳児クラスを閉鎖する措置をとりました。ド・レ・ミにおける教育・保育活動においては、今後も手洗いや消毒液を用いた小まめな拭き掃除など基本的な感染症対策を継続し、状況に応じて感染対策を強めるなど、子ども達と保護者が笑顔で安心して通園できる園運営を取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、レ・コード館展望塔「喫茶ぶれす」の閉店についてです。レ・コード館展望塔については、平成23年から新冠町観光協会と施設の使用賃貸契約を交わし、観光協会の会員である社会福祉法人新冠ほくと園が「喫茶ぶれす」を開設しております。平成30年に新冠ほくと園より、利用者数減少による収入減や人員確保の問題により閉店の申し入れがありました。展望塔の警備体制が整わないことから、有償での管理委託も兼ね運営を再度申し入れ、継続して営業してまいりました。しかし、コロナ禍の影響もあり、売上が少なく採算が取れない厳しい経営が続いていること、隣接する「にいかっぴキッチン」内の同一店舗の出店もあり、人員が確保できない等とのことから、昨年11月、再度、閉店

の申し出がありました。このことを受け、観光協会も交えて協議を行いました。継続は難しいとの結論から、閑散時期に入る前の8月末までの営業を新冠ほくと園に依頼し、閑散期となる9月から3月の間、展望塔は無人化として、新たに監視カメラの設置や人型ロボットを配備するなどして観光案内や防犯対策を講じて運営することといたしました。なお、次年度4月から喫茶及び管理委託を請負う企業、個人及び団体について、本年10月から募集をする予定としております。町民の皆様には、その間、ご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

以上で、第3回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第2号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第2号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第2号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員でございます。遠藤博文さんは、本年9月30日をもって任期満了となりますけれども、引き続き同人を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法の規定に基づきまして議会の同意を求めようとするものでございます。遠藤さんは、新冠町字大富にお住まいで、農業経営の傍ら自治会長、そのほかPTA会長をはじめ、教育関係の役職なども務められておまして、人望も厚く公平公正な判断ができる方、固定資産評価審査委員会委員として適任と判断いたしまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上が、同意第2号の提案理由となります。提案どおり御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第2号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 同意第3号

○議長（氏家良美君） 日程第6、同意第3号、新冠町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第3号、新冠町教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

新冠町教育委員会委員でございます、鈴木時男さんは、本年10月17日付けをもって任期満了となりますけれども、引き続き同人を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるるものでございます。御承知のように教育委員会委員は、町の教育発展に向けました教育政策の提案などを通じまして、町民と教育行政をつなぐ大切な職責を担っております。鈴木さんは、日高管内におきまして長年教鞭をとられた方ございまして、学校長としての経験も豊富で、教育行政に関する見識もあり、教育委員会委員に適任と判断をいたしまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上が、同意第3号の提案理由となります。御審議を賜り、提案どおり御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第3号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第7号

○議長（氏家良美君） 日程第7、報告第7号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することにいたしたいと思います。

◎日程第8 報告第8号

○議長（氏家良美君） 日程第8、報告第8号、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。

教育長より新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し御手元に配付の報告のとおり受理することにしたいと思います。

◎日程第9 報告第9号

○議長（氏家良美君） 日程第9、報告第9号、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第9号、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により算定いたしました、それぞれの比率につきまして、去る8月20日、監査委員に審査頂きましたので、監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをお開き願います。健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、法律において地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められております。特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、注意喚起の段階として財政健全化団体、さらに悪化した場合は財政再生団体が規定されております。財政健全化団体になりますと財政健全化計画を作成し、計画に基づき財政健全化に取り組むこととなります。また、財政再生団体になりますと財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなり、総務大臣の許可がなければ起債の発行ができなくなるほか、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなるというものでございます。

はじめに、健全化判断比率の状況ですが、各会計における4種類の指標について記載しておりまして、左上から実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、15%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体となりますが赤字は生じておりません。次に、連結実質赤字比率は一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で財政健全化団体、30%以上で財政再生団体となりますが赤字は生じておりません。次に、実質公債費比率は全会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で、標準財政規模に対する公債費及び公営企業会計などへの繰出金のうち、実質的に公債費充てたと認められる準公債費の割合の過去3か年間の平均値で表すもので、この数値は起債発行の際に協議もしくは許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要となり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上で、これらに加

えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。当町におきましては平成20年度が最も高く19.9%で起債発行の際は許可でございましたが、平成23年度決算で16.6%となり協議へ変更となり、以後年々減少し、令和5年度は8.2%となっております。次に将来負担比率についてですが、全会計に一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めた中で地方債の残高などをはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、350%以上で財政健全化団体となります。令和5年度は、将来負担額に対し充当可能財源が上回っております。次に、下段の資金不足比率の状況ですが、公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度であるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定することになりますが、いずれの会計も資金不足は生じておりません。

以上が、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由です。御審議賜り報告のとおり受理頂きますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第9号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

報告第9号については報告のとおり受理することにいたします。

休憩 午前10時41分

再会 午前10時55分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 認定第1号 ～ 日程第16号 認定第7号

○議長（氏家良美君） 日程第10、認定第1号、令和5年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第4号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第5号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第6号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第7号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

令和5年度新冠町一般会計ほか6件の特別会計に係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月20日から22日までの3日間、監査委員に審査していただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定についてお願いするものです。各会計の決算の内容説明につきましては省略させていただき、監査委員の審査意見を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。認定第7号の次のページに綴っております、令和5年度新冠町一般会計等決算の審査意見についての9ページ、最後のページをお開き願います。第3、審査意見。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成30年度をピークに改善傾向にあったが、令和3年度より上昇傾向に転じており、本年度は86.0%と前年度の84.4%から1.6ポイント増となっている。また、実質公債費比率においても、最も高かった平成20年度の19.9%から年々減少していたが、令和2年度より上昇し、本年度は8.2%と前年度の8.0%から0.2ポイント増と、4年続けて増加となっており、財政の硬直化傾向が見受けられる。歳出においては近年の世界的な物価上昇を背景に、人件費等が増加することに伴う経常的経費の増加や、老朽化した国保診療所、老人ホーム及び小中学校の維持に係る財政負担増加が見込まれることから、新冠町財政計画を基本とした行財政改革を推進し、収支バランスのとれた予算措置・執行となるよう、より一層改善に努めるべきと考える。一方、基金残高は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用しての事業実施により、一般財源での事業実施を抑制できたことに加え、ふるさと納税の寄附額が増加していることにより、前年度に比べ1億9317万6千円増加しているが、両財源とも不確定要素が大きいことから、今後の基金活用については、依存財源とすることなく計画的に活用することを求める。今後より一層安定した財政基盤を確立するため、徹底した歳出の抑制効率化を図るとともに、収支の均衡が図れた、持続可能な財政運営を目指すことを期待する。

以上、審査意見の朗読をもって、認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定の説明とさせていただきます。御審議を賜り、提案どおり認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程第17 会議案第6号

○議長（氏家良美君） 日程第17、会議案第6号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する「令和5年度新冠町一般会計等

決算審査特別委員会」を設置し、認定第1号から第7号までを付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただいま設置されました令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し後刻報告願います。

◎日程第18 議案第41号

○議長(氏家良美君) 日程第18、議案第41号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長(島田和義君) 議案第41号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由を申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更しようとするものでございます。2ページをお開きください。北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を、次のように改正するものでございます。この度の改正は、令和5年6月9日に公布されました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴いまして、令和6年12月2日以降は、被保険者証の新規発行及び再発行をやめ、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行します。この法改正により、北海道後期高齢者医療広域連合規約におきましても、被保険者証に関する条文等の改正が必要となりますが、広域連合が規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要とされております。

それでは、規約の変更内容について、新旧対照表でご説明しますので、3ページをお開き下さい。北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表でございます。第4条は、広域連合の処理する事務に関する規定でございまして、これまで項目分けされていた事務内容を網羅的な記載へと見直し、第4条の全文を、広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。に改めます。第19条第2項では、別表第1を削除することに伴い、別表第2を別表に改めるものでございまして、別表第1には市町村の処理する事務が定められておりましたが、今回の被保険者証の廃止に伴い削除するものでございます。4ページをお開き下さい。ただいまご説明したとおり、別表第2は、別

表第1の削除により、別表に繰り上がります。2ページにお戻り下さい。附則としまして、  
1、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上が、議案第41号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第41号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。1点伺います。これはマイナンバー法等の一部改正法による変更ですけれども、今まず、担当課でも12月2日から変わるということで、特に高齢者が多いわけですから、制度の周知についてはいろいろ努力はされてきていると思いますけれども、実際には私今でも時々何人かの人に、一体本当12月2日からどうなるんだろうかといういろいろな心配の声を聞くことがあります。これは保険証で、結局受診に関わる問題ですから、満遍なく本当全員にやっぱり徹底してやっぱり周知されることが必要だと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、担当課でも努力されておりますと思いますけれども、いよいよ3か月後に伝わってきたわけですから、万全な周知に対する方法だとか対策、その点ついての内容を伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 国におきましても、テレビや新聞報道等を通じて周知をされているところでございますが、町といたしましては、被保険者様にお送りする封筒ですとかパンフレット、それらにマイナ保険証の促進を促すような文面を記載いたしまして、周知をしているところでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。次の立場から反対したいと思います。欧米ではマイナンバーのような制度は持っている国はありません。特にドイツではナチスのユダヤ人迫害の経験から、共通番号は憲法違反とされています。アメリカやフランスでも、社会保障番号などはあっても、他の分野とつなげるような仕組みはありません。マイナ保険証は私も含めてですけれども、高齢者、障害者の方には不便です。地方の医療機関ではマイナ保険証導入に対応できないところもあり、廃業するところも出ています。デジタルに対応できない人、対応が難しい人が置き去りにされます。法のもとの平等にも違反すると言



わざるを得ません。高齢者に一本化で強制することは混乱をもたらし、診療を受ける権利を侵害しかねませんので、その立場から反対いたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜です。議案第41号について賛成の立場から討論させていただきます。本議案は、マイナンバー法等の一部改正法によるマイナンバーカードと被保険者証の一本化に基づき、本年12月2日以降の発行停止が決定している被保険者証に関する規約の改正であります。北海道後期高齢者医療広域連合規約は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定されており、今般の法改正に伴い、被保険者証の用語を削除する規約の改正は当然の手续と考えます。本規約の改正には、広域連合を構成する道内全市町村の議会の議決が必要なことから、当広域連合を構成する一自治体として反対の余地は全くないことから賛成いたします。

○議長（氏家良美君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第42号

○議長（氏家良美君） 日程第19、議案第42号、新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第42号、新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。この度の改正は、令和5年6月9日に公布されました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴いまして、国民健康保険法第127条第1項に定める被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることとなったため、新冠町国民健康保険条例第14条からも同様の規定を削除するものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明しますので、2ページをお開き下さい。新旧対照表でございます。第14条は、罰則に関する規定でございまして、本文中「第9

項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。1ページにお戻り下さい。附則としまして、第1条は、施行期日で、この条例は令和6年12月2日から施行する。第2条は、経過措置で、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上が、議案第42号、新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第42号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。3点伺います。1点目は、診療所、できれば、分かれば新冠薬局でのマイナの利用率、最新の利用率、月単位でもいいですし、日単位でもいいですけども、これを教えていただきたいと思います。それから2点目は、マイナ利用上での、全国でいろいろそのトラブルが報告されてはいるわけですけども、新冠ではそのトラブルはないのか、もしあれば件数と内容についてお尋ねしたいと思います。それから3点目ですけども、厚生労働省は8月30日、このマイナ利用の利用実績が著しく悪い医療機関に対しては、今までもなんちゅうの、締め付けやってきたんですけども、さらに地方医療厚生局を通して、そういう病院に対しては指導を強めるという方針を出しております。これは30日に決めたわけですから、まだ10日しか経ってません。こういう指導っていうか、良ければ指導はないと思うんですけども、こういう指導は実際現場に来てるのかどうか、その3点伺います。

○議長（氏家良美君） 杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 1点目の新冠国保診療所におけるマイナンバーカードの利用率なんですけども、1月以降1%台が進んでおりましたけども、現在は10%から12%の利用率となっております。この数字に関しましては、社会保険診療報酬支払基金のほうからの報告を受けての数字となります。新冠薬局におきましては、私のほうで把握されておきませんので申し添えます。マイナンバーカードに関しては、窓口のほうで周知徹底のほうを図っておりますけども、現時点においては、患者さん、利用者等とのトラブルはございません。厚生局からのですね、いろいろなマイナンバーカードの促進の文書等は、こちらのほうに届くんですけども、それに関しての厳しい指導等はございません。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。3点から反対したいと思います。1点目ですけども、私は平成27年に、議会議員当選させていただいて、6月の定例会で、このマイナンバーカードについて質問した記憶があります。この年からマイナンバー制度つちゅうことで、政府が一貫して取り組んできたわけです。そのとき同僚議員もマイナンバーカードを質問しまして、当時の議長の観点が違えばいいんでないかつちゅう措置で、一緒に質問した記憶がありますけれども、そのときは、当時答弁されたのは小竹町長でしたけども、マイナンバーカードについては、あくまでも任意だという答弁でした。だけど実際上はその後答弁、任意どころか、もう締めつけがだんだん強まってって、最初は税金だとかそういうことに絞ってたのが、今では医療だとか、いろいろもうとにかく紐づけされてきてがんにがらめの状態ということで、そういう点でやっぱり当初の約束はやっぱり全く違いますから、そういう点ではもう反対したいと思っております。2点目は、廃止法令案について、厚生労働省自身が、5月24日から6月22日にパブリックコメントを受け付けました。それに対して全国から合計5万3028件の意見が寄せられたと。だけどそのほとんどが保健所の廃止に反対だということを、8月30日に厚生労働省発表しております。資格確認証の発行のために、現行の被保険者証を残せば生じないコストがかかる、あるいはマイナンバーカードに対する不安の声が集中して寄せられたつちゅうことです。しかも今でもやっぱり利用率は全国的にいても11%台という状況で、これはやっぱりやめるべきだと思って、それが2点目です。それから3点目ですけども、今、自民党の総裁選挙が行われております。その中でその候補者同士、10人ぐらい候補者おりますか。その中で今、テレビ等で話題を呼んでるのは、今になって、3か月後に実施が迫ってきている中で、このマイナンバーカードの廃止時期を見直すかどうかつちゅうことが争点として浮上ってきて、元官房長官の林氏は、不安の声を払拭して納得の上でスムーズに移行するために必要な検討したいというこういう発言をしておりますし、石破元幹事長も廃止時期の見直しはあるだろう。そして紙の保険証がなくなることで不利益を感じる人がなくなることが大事だと。今になって、9年間一生懸命やって推進してきて、国民の声一つも聞かなかった自民党が、今のこの3か月を切る段階でこういう状況なんですよね。だから私はもうやめるのが一番いいと思うんですけども、やめれば本当にそのみんな助かる国民も助かる。そして医療関係者だって廃業するところ出てきたの助かるし、そしてやっぱり、皆さんの全国自治体の職員の皆さん、新冠の役場の職員の方もね、もう本当に余計な仕事を負わされてきているわけです。ですから、これ止めればね本当にまるく納まる問題で、そういう点からね、これは是非もうとにかくやめるべきだという点で反対討論いたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜です。議案第42号について賛成の立場から討論させていただきます。先ほど同様、本議案はマイナンバー法等の一部改正法によるマイナンバーカードと被保険者証の一本化に基づき、本年12月2日以降の発行停止が決定している被保険者証に関する条例の改正であります。本条例は、国民健康保険法に基づき制定されており、今般の法改正に伴い、被保険者証の用語を用いた条文の削除は当然の手續です。反対の余地は全くないことから、賛成いたします。

○議長（氏家良美君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第43号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第43号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第43号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以下のとおり定めようとするものです。

提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させて頂き、お手元に配布しております、議案第43号資料により説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。はじめに提案理由ですが、1に記載のとおり、本条例は、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めております。条例の具体的な内容は国の基準を踏まえ規定していますが、このたび本基準に規定されている19人以下の小規模保育事業と事業所内保育事業の満3歳以上の児童の職員配置基準、職員1人で受け持てる園児数について基準が改正され、本年4月1日から施行されております。また国は、改正の附則として以下の2点を規定しています。

1点目は、令和6年4月1日から条例の公布日までの間、満3歳以上児童に係る職員の配置については、国の新基準を適用すること。2点目は、条例改正により保育の提供に支

障を及ぼす恐れがある場合は、改正前の配置基準が認められることとさせていただきます。この保育の提供に支障を及ぼす恐れがある場合とは、改正基準を適用することにより、職員の数が配置基準上必要な数を下回り、子どもを退所させなければ新基準を満たすことができない場合や、新たな子どもの受入ができない場合を想定しており、このような場合は、条例改正の附則に経過措置を設けて、改正前の配置基準が適用させることができるというものです。この改正を受け、北海道が7月12日に、保育所や認定こども園などの関連条例の見直しを行なったことから、今回条例改正を行うものです。

次に2の改正内容とさせていただきますが、より安心して子どもを預けられる幼児教育・保育の体制整備を目的に、職員配置基準について、満3歳児にあつては「20人」を「15人」へ、4歳以上児にあつては「30人」を「25人」へ国の基準にあわせ改正を行います。なお、今回の基準改正が適用される家庭的保育事業等は、表2に示す小規模保育事業A型ほか3事業となり、改正する条名は表中、改正条名となります。なお、現在、町から認可を受けている該当事業所はございません。

次に3、施行日とさせていただきます。本条例は公布の日から施行します。

以上が、議案第43号の提案理由とさせていただきます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第43号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第43号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第44号

○議長（氏家良美君） 日程第21、議案第44号、令和6年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第44号、令和6年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。このたびは5回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6659万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6605万9千円にしようとするものです。

はじめに、繰越し明許費の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表、繰越し明許費の補正は、1追加です。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍電算化事業1084万6千円は、自治体情報システムの標準化対応に係る移行が令和6年度中に完了できないことから、翌年度へ繰り越すものです。次に、地方債の補正についてです。同ページ第3表、地方債の補正は、1変更です。上段の小規模治山事業は、泉林道道路崩落復旧調査設計委託費の追加補正に伴うもので、緊急自然災害防止対策事業債の限度額1900万円を変更後100万円増の2千万円にしようとするもの。臨時財政対策事業は、額の確定によるもので、限度額674万7千円を変更後8万6千円増の683万3千円にしようとするものです。

次に、事項別明細書の歳出で説明いたしますので12ページをお開き願います。説明は右ページ説明欄の事業区分ごとに行いますのでよろしく願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3787万6千円の追加。事業1、OA推進費712万4千円の減。11節役務費1209万5千円の減額は、自治体情報システムの標準化に伴うガバメントクラウド接続回線利用料及び初期設定手数料を大手通信業者であるNTT東日本の見積り金額をもとに、当初予算に計上したところですが、金額が高額であることから、当町の総合行政システム運用の委託先である、日立システムズに金額を下げることがないか相談していたところ、今般、同社が契約している回線を経由する方法の提案を受け、これによって新たな費用負担が生じない形で対応が可能となったことから、予算計上した全額が不用になったものです。12節委託料341万1千円の減額は、ガバメントクラウドへの移行費用確定、及びガバメントクラウド接続回線事業者の変更などによるものです。13節使用料及び賃借料838万2千円の増額は、現行クラウドの契約期間が12月に終了するため、新たな業者と総合行政システムの契約を行い運用するもので、1月から3月までの使用料を増額するものです。当初予算には、新たなシステムベンダーの費用積算に時間を要したため今回補正として計上するものです。これらOA推進費の詳細は説明資料1ページ及び2ページのとおりです。事業2、ふるさと納税特典付加事業4500万円の増額は、ふるさと納税寄附金1億円の増額を見込み、7節報償費で返礼品購入費3200万円、11節役務費で、収納代理業者決済手数料等1300万円をそれぞれ増額するもので、詳細は説明資料3ページのとおりです。3目財産管理費3813万5千円の追加は、事業1、その他町有財産管理費で、役場庁舎裏の民有地4万8164.05平方メートルを取得するもので、11節役務費2万円は印紙代、16節公有財産購入費2821万7千円は土地代、21節補償補填及び賠償費989万8千円は、家屋等解体撤去費で、それぞ

れ増額するものです。5目企画費580万7千円の追加、事業1、定住移住促進対策経費320万4千円の増額。10節需用費32万6千円の増額は、移住促進住宅ナナカマド1棟の内部修繕費、18節負担金補助及び交付金287万8千円の増額で、町の不動産屋さん運営費補助金43万9千円及び中古住宅流通交付金43万9千円の増額は、中古住宅売買3件分に係るもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金200万円の増額は、リフォーム4件分に係るもので、詳細は説明資料4ページのとおりです。15ページに移りまして、事業2、定住移住支援事業125万円の増額は、18節負担金補助及び交付金で、定住移住促進住宅取得奨励金110万円の増額は5件増加分。定住移住促進住宅引っ越し助成金15万円の増額は3件増加分で、詳細は説明資料5ページのとおりです。事業3、朝日の森運営事業103万3千円の増額は、冬季間スケートリンクを造成し広く開放するもので、11節役務費4万3千円の増額は、事故に備えた傷害保険料、12節委託料99万円の増額は、スケートリンクの造成費と管理料で、詳細は説明資料6ページのとおりです。事業4、情報通信基盤整備事業32万円の増額は、11節役務費で光ケーブル断線復旧費及びNTT柱建て替えに伴う支障移転費で、詳細は説明資料7ページのとおりです。8目諸費8万3千円の追加は、事業1、街路灯補助事業の18節負担金補助及び交付金で、街路灯新設1基に対するもの。詳細は説明資料8ページのとおりです。11目ふるさとづくり基金費5631万円の追加は、24節積立金で、1つ目に、ふるさと納税寄附金分として、寄附金額1億円の増額を見込み、返礼品購入費及び収納代理業者決済手数料等を差し引いた5500万円の増額。2つ目に、ふるさと納税以外の寄附金分として1法人3個人から頂いた131万円を増額するものです。16ページから17ページに移ります。2項徴税費、1目税務総務費150万円の追加は、事業1、町税還付金の22節償還金利子及び割引料で、法人1社に係る固定資産税の課税誤り及び法人1社に係る償却資産の修正申告により、それぞれ令和元年度から令和5年度までの過年度分について還付するものです。18から19ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費504万4千円の追加は、事業1、障害者自立支援事業の22節償還金利子及び割引料で、障害者自立支援給付費負担金返還金444万5千円及び障害児通所給付費負担金返還金59万9千円の増額は、いずれも令和5年度に交付された国庫負担金及び道費負担金において、給付実績が交付額を下回ったため過剰分を返還するもの。2目老人福祉費、219万7千円の追加は、事業1、日高中部広域連合負担事業の18節負担金補助及び交付金で、令和5年度の負担金精算による不足分の増額で、詳細は説明資料9ページのとおりです。5目老人福祉施設費54万3千円の追加は、事業1、高齢者共同生活施設管理運営費で、10節需用費21万3千円の増額は、退去居室の壁紙張り替え等修繕料、17節備品購入費33万円の増額は、風呂用の給湯器一台故障に伴う更新で、詳細は説明資料10ページのとおりです。20ページから21ページに移ります。2項児童福祉費、3目児童福祉施設費170万5千円の追加は、事業1、子ども子育て事業の22節償還金利子及び割引料で、過年度分施設型給付費国費返還金169万円及び過年度分施設等利用給付費国費返還金1万

円並びに過年度分施設等利用給付費道費返還金 5 千円の増額は、令和 5 年度において国及び道から交付された補助金額に対して、利用実績に基づく補助金の確定額が下回ったため、過剰分を返還するものです。22 ページから 23 ページに移ります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費 201 万 5 千円の追加、事業 1、合併処理浄化槽設置整備事業 156 万円の増額は、18 節負担金補助及び交付金で、申請件数が 4 件増加したことによるもので、詳細は説明資料 11 ページのとおりです。事業 2、空き家対策推進事業 45 万 5 千円の増額は、18 節負担金補助及び交付金で、危険空き家等除去補助申請が 1 件増加したことによるもので詳細は説明資料 12 ページのとおりです。24 ページから 25 ページに移ります。3 項水道費、1 目地区水道費 121 万 9 千円の追加は、事業 1、地区水道管理費の 18 節負担金補助及び交付金で、自家水道改修事業補助金の申請 2 件に対するもので、詳細は説明資料 13 ページのとおりです。26 ページから 27 ページに移ります。5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 212 万 8 千円の追加は、事業 1、農業用施設維持管理費の 12 節委託料で、東泊津地区橋本地先排水敷地未処理用地の測量費を増額するもので、詳細は説明資料 14 ページのとおりです。5 目牧野管理費 38 万 5 千円の追加は、事業 1、預託牛管理費の 15 節原材料費で、8 月 22 日から 23 日の大雨により崩落した、管理道路の補修に係る排水用ポリエチレン管を購入するもので、詳細は説明資料 15 ページのとおりです。28 ページから 29 ページに移ります。2 項林業費、2 目林道費 108 万 9 千円の追加は、事業 1、林道維持費の 12 節委託料で、泉林道の路肩崩落か所を復旧するにあたり、排水機能強化及び必要強度等の調査設計を行うもので、詳細は説明資料 16 ページのとおりです。30 ページから 31 ページに移ります。6 款商工費、1 項商工費、1 目商工業振興費 72 万 4 千円の追加は、事業 1、地域産業 6 次化推進コーディネート事業の 18 節負担金補助及び交付金で、廃線となった線路を加工し、新たな商品づくりを行うために必要となる機器、レーザーマーカ導入に対して補助金を交付するもので、詳細は説明資料 17 ページのとおりです。32 ページから 33 ページに移ります。7 款土木費、1 項道路橋梁費、2 目道路維持費 216 万 6 千円の追加は、事業 1、町道維持補修費で、10 節需用費 155 万 7 千円の増額は、8 月 20 日から 23 日の大雨により崩落した法面 2 か所の修繕及び冠水対策として 2 か所の排水と修繕を実施するもの。15 節原材料費 60 万 9 千円の増額は、冠水対策として 2 か所の排水と修繕に要する合成樹脂管等の資材を購入するもので、詳細は説明資料 18 ページのとおりです。34 ページから 35 ページに移ります。8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 150 万 5 千円の追加は、事業 1、日高中部消防組合負担金の 18 節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担金 108 万 6 千円の増額は、消防緊急デジタル無線機器整備に関する損害賠償請求業務費用の追加。日高中部消防組合支署経費負担金 41 万 9 千円の増額は、新規採用職員 1 名に係る研修費等の追加です。36 ページから 37 ページに移ります。9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 81 万 6 千円の追加は、事業 1、学校教育振興補助の 18 節負担金補助及び交付金で、中学校の部活動において、今後実施される全道大会出



場の経費に対する補助金が不足するため増額するもので、詳細は説明資料19ページのとおりです。38ページから39ページに移ります。5項社会教育費、2目レ・コード館事業推進費515万9千円の追加は、事業1、レ・コード館整備事業の14節工事請負費で、老朽化により破損したレ・コード館空調コイルの交換を行うもので、詳細は説明資料20ページのとおりです。7目町民センター費18万5千円の追加は、事業1、町民センター管理費の10節需用費で、トレーニングルームに設置のランニングマシン1台のランニングベルトが経年劣化により破損したため、ベルトの交換を行うもので詳細は説明資料21ページのとおりです。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。10款1項11目ともに地方交付税2524万5千円の追加は、包括算定経費の増加などによる増額。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金13万円の追加は、過年度分障害者医療費国庫負担金で、令和5年度の給付実績に基づく追加交付。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1393万4千円の減は、自治体情報システムの標準化業務事業費減額によるもの。2目民生費国庫補助金6万円の追加は、令和5年度の施設型給付費の実績に基づく追加交付。3目衛生費国庫補助金52万円の追加は、合併処理浄化槽設置整備事業で4件増加に対するもの。4目土木費国庫補助金155万8千円の追加は、公営住宅管理システム更新に対する補助金の決定によるもの。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金105万1千円の追加は、過年度分障害者医療費道費負担金で、令和5年度の給付実績に基づく追加交付。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1億130万円の追加。ふるさとづくり事業指定寄附金1億円の増額は、ふるさと納税で実績見込みによるもの。ふるさと納税対象外分131万円の増額は、法人1社個人3名からの寄附金。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金3813万5千円の追加は、役場庁舎裏の民有地取得に係る歳出予算へ財源充当するもの。19款1項1目ともに繰越金1066万8千円の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するもの。20款諸収入、4項5目共に雑入76万2千円の追加は、令和5年度の日高中広域連合負担金の精算による余剰金の返還。10ページから11ページに移ります。21款町債、1項町債、3目農林水産業債及び7目臨時財政対策債につきましては、4ページ地方債の補正で説明したとおりですので、省略させていただきます。

以上が、議案第44号、令和6年度新冠町一般会計補正予算についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第22 議案第45号 ～ 日程第23 議案第46号

○議長（氏家良美君） 日程第22、議案第45号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算、日程第23、議案第46号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第45号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算第1号につきまして、提案理由を申し上げます。第1回目の補正となります。

この度の主な補正理由につきましては、令和5年度決算に伴う減価償却費の確定と、備荒資金組合譲渡事業利用に伴う支出科目の修正によるものでございます。第1条、総則、令和6年度新冠町簡易水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。第2条、収益的支出令、和6年度新冠町簡易水道事業会計予算、以下予算という、に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正するものでございます。支出、第1款、簡易水道事業費用、第1項、営業費用を541万5千円増額し2億4649万7千円とし、第2項、営業外費用を5万3千円増額し2243万6千円とし、簡易水道事業費用総額を2億7460万9千円とするものでございます。第3条、資本的収入及び支出予算第4条本文かつこ書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5172万5千円は、引継ぎ金491万円、当年度損益勘定留保資金4681万5千円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第1款、資本的支出、第3項、固定資産購入費を5万3千円減額し768万7千円とし、資本的支出総額を1億2066万8千円とするものです。第4条、特例的収入及び支出、予算第4条の2に定めた、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払いの金額はそれぞれ613万4千円及び451万9千円であるに改めるものであります。

次に補正予算第1号明細書で説明いたしますので、10ページをお開き願います。第2条の収益的支出、1款簡易水道事業費用546万8千円の追加、1項営業費用、6目1節ともに減価償却費541万5千円の追加は、主に備荒資金組合譲渡事業により水道施設集中監視システムが、令和6年3月11日に導入し、支払は令和6年度から開始するため次年度の資産計上と考えておりましたが、資産としては取得年度より計上したことによるものです。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費5万3千円の追加は、4節備荒資金組合譲渡事業利息で、水道施設集中監視システム購入利息4万2千円と上下水道料金システム購入利息1万1千円は、ともに当初資本的支出固定資産購入費無形固定資産購入費で計上しておりましたが、支払科目を正しく修正するものです。11ページに移ります。第3条の資本的収入及び支出の資本的支出、1款資本的支出5万3千円の減額、3項固定資産購入費、1目無形固定資産購入費774万円の減額は、7節その他無形固定資産で、水道施設集中監視システム購入費772万9千円と上下水道料金システム購入費1万1千円を減額し2目1節ともにリース債務返済768万7千円の追加は、水道施設集中監視システム購入費で元金分を追加するもの。収益的支出同様支払科目を正しく修正するものでございます。なお、上下水道料金システムについては本年度導入のため支払利息のみとなることからリース債務返済には計上しておりません。

以上、議案第45号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算第1号について提案理由を申し上げました。ご審議を賜わり、提案とおりが決定下さいますようお願い申し上げます。

引き続き議案第46号、新冠町下水道事業会計補正予算第1号の提案理由を申し上げますのでお願いします。

議案第46号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算第1号につきまして提案理由を申し上げます。第1回目の補正となります。

この度の主な補正理由につきましては、令和5年度決算に伴う減価償却費及び交付金事業確定と備荒資金組合譲渡事業利用に伴う支出科目の修正によるものでございます。第1条、総則、令和6年度新冠町下水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。第2条、収益的収入及び支出、令和6年度新冠町下水道事業会計予算、以下予算というに定めた収益的収入及び支出の予定額は次のとおり補正するものです。収入、第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益を19万4千円減額し1億3362万8千円とし、下水道事業収益総額を1億8075万6千円とするものであります。支出、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用を39万4千円減額し1億6986万6千円とし、第2項、営業外費用を5千円増額し708万円とし、下水道事業費用総額を1億7841万6千円とするものでございます。第3条、資本的収入及び支出、予算第4条、本文かつ書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3931万6千円は引継ぎ金53万7千円と消費税及び地方消費税資本的収支調整額186万9千円、当年度損益勘定留保資金3691万円で補てんするものとに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第1款、資本的支出、第3項、固定資産購入費を5千円減額し1300万7千円とし、資本的支出総額を9300万2千円とするものであります。第4条、特例的収入及び支出、予算第4条の2に定めた、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払いの金額は、それぞれ197万2千円及び293万4千円であるに改めるものでございます。第5条、利益剰余金の処分、予算第11条本文を削除するものです。

次に補正予算明細書で説明いたしますので12ページをお願いします。第2条の収益的収入及び支出、収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目1節ともに長期前受金戻入19万4千円の減額は、交付金事業による額の確定によるものでございます。13ページに移ります。支出、1款下水道事業費用38万9千円の減額、1項営業費用、5目1節ともに減価償却費39万4千円の減額は、当初予算において予定額で計上しておりましたが、交付金事業の確定により減価償却費が確定したものでございます。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、4節備荒資金組合譲渡事業利息5千円の追加は、上下水道料金システム購入利息で、当初、資本的支出固定資産購入費無形固定資産購入費で計上しておりましたが、支払科目を正しく修正するものでございます。14ページに移ります。第3条の資本的収入及び支出、支出、1款資本的支出、3項固定資産購入費、1

目無形固定資産購入費 5 千円の減額は、6 節その他無形固定資産で、上下水道料金システム購入費を減額し収益的支出同様、支払科目を正しく修正するものでございます。なお、上下水道料金システムについては、本年度導入のため支払利息のみの計上となります。

以上、議案第 46 号、令和 6 年度新冠町下水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げました。ご審議を賜わり、提案とおりが決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1 2 時 2 分 閉議）